

# 所得税の還付申告はお早めに。

所得税を納め過ぎた方は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。  
土浦税務署では、還付申告の相談を受付けます。還付申告書は、確定申告が始まる2月15日(金)以前でも提出することができますので、早めに申告してください。

☎ 土浦税務署個人課税部門 (☎822-3516(直通)、☎822-1100(代表))

**還付申告会場** / 土浦税務署 3号館 (城北町4-15)  
**開設期間** / 2月1日(金)~15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

**受付時間** / 午前9時~午後5時

**利用できる方** /

- ①平成19年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- ②給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ③平成19年に中途退職した方で、年末調整を受けなかった方
- ④予定納税をしたが確定申告の必要がなくなった方

**還付申告のときに持参するもの** /

**共通して必要なもの**

- ①平成19年分給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ②はんこ
- ③申告する方の預貯金口座番号の分かるもの(還付金の受取先を指定していただくため)

**□医療費控除の申告をされる方**

- ①平成19年中に支払った医療費の領収書(事前に支払金額を集計しておいてください)
- ②保険金などで補てんされる金額の分かるもの

**□住宅借入金等特別控除の申告をされる方**

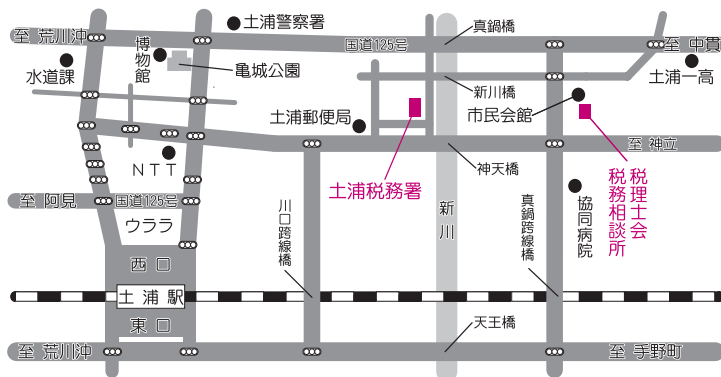
- ①住民票の写し
- ②家屋の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書
- ③請負契約書または売買契約書などで、家屋の取得価格・増改築の費用を明らかにする書類の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高
- ⑤敷地も同時に購入しているときには、敷地の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書と売買契約書などで敷地の取得価格を明らかにする書類の写し

**□年末調整を受けていない方や公的年金を受給している方**

- ①社会保険料(国民健康保険など)の支払金額が分かる書類(国民年金については社会保険料控除証明書)
- ②生命保険料、地震保険料(従前の長期損害保険料を含む)の所得控除証明書など

★関東信越税理士会土浦支部でも、次のとおり還付申告の無料税務相談を行いますのでご利用ください。(土・日曜日、祝日を除く)

とき	ところ	相談対象者など
2月1日(金) ~21日(木) 9:15~11:00 13:00~15:00	税理士会 税務相談所 (東真鍋町2-5)	給与または年金 所得者で還付申 告をされる方 ※中途退職・医 療費控除・住宅 借入金等特別控 除など
2月1日(金) ~14日(木) 9:00~15:00	土浦税務署 3号館 (城北町4-15)	



## 所得税の確定申告書は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax で!

- ◎国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「所得税の確定申告書作成コーナー」から電子申告ができます。
- ◎本人の電子署名および電子証明書を付けて、期間内に確定申告を行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)。
- ◎医療費の領収書や源泉徴収票は、提出に代えて記載内容を入力して送信できるようになりました。

(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)

- ◎e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。これを利用すれば、税務署などに行かずに、自宅で申告書を作ることができます。また、税務署で長い時間待つこともなく提出できます。

※詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。